平成２９年（フ）第５５６号
広島県廿日市市阿品台東３番８－302号
債務者　弘谷　智子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
広島県三次市下志和地町1266番地３
債務者　國重　恵美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第７９号
愛媛県新居浜市松原町10番122号　コンフォートメゾンＮＡＧＩ　202号室
債務者　福本　豊
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１３号
高知県安芸郡北川村大字野友乙491番地１
債務者　合野　信之
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
高知県安芸郡北川村大字野友乙491番地１
債務者　合野　美加
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第２００号
大分市小池原819－２　市営２Ａ　１－16（深田美凪方）、住民票上の住所大分県杵築市大字杵築1500番地１　フレグランス十王Ａ－101号
債務者　荒巻　潤
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９号
大分市萩原４丁目８番51号（サザンブライト萩原201）
債務者　大野　仁美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
宮崎市大工３丁目150番地１
債務者　田中　博昭
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８２号
宮崎県延岡市日の出町１丁目17番地７
債務者　古川　浩二
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第２７８号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目40番14号　セレンディー小松原308号
債務者　川元　理恵
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4894番地
債務者　山野　義昭
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央４丁目4894番地
債務者　山野　裕美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１３号
宮城県大崎市古川穂波５丁目11番21－305号
雇用促進住宅２号棟
債務者　鏡　勲
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
宮城県大崎市古川休塚字沢目30番地７　ガーデンプレイン101号
債務者　遠藤　勝則
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
金沢市鳴和１丁目20番22号　メゾン鳴和803号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ろ229番地２
債務者　麦谷　久美
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
金沢市諸江町下丁134番地４、従前の住所金沢市岸川町ナ１番地92（従前々の住所）金沢市木越３丁目68番地
債務者　山本　武司
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
金沢地方裁判所民事部